

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案要綱

一 政府は、緑の気候基金（以下「基金」という。）に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができることとする。（第二条関係）

二 政府は、基金に対して拠出する本邦通貨の全部又は一部を国債で拠出することができるものとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずるものとする。（第三条関係）

三 基金の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うこととするものとする。（第四条関係）